

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年6月17日（火）午前9時

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	志摩浩志君	副委員長	前島広紀君
委員	木野田誠君	委員	中馬幹雄君
委員	厚地覺君	委員	新橋実君
委員	常盤信一君	委員	岡村一二三君
委員	下深迫孝二君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員	有村隆志君	議員	池田守君
----	-------	----	------

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	川東千尋君	建設政策課長	茶圓一智君
建設政策課政策G長	別當正浩君	建設政策課政策G主任主事	竹山里華君
建設施設管理課長	長谷川俊巳君	建設施設管理課公園管理G長	片白信人君
建設施設管理課公園管理G主任技師	二田剛君	商工観光部長	藤山光隆君
商工振興課長	池田洋一君	商工振興課長補佐兼商工観光政策G長	田島博文君
商工振興課企業振興室長	谷口隆幸君	商工振興課企業振興室主任技師	渡辺隆次君
商工振興課企業振興室主査	徳永健治君	農林水産部長	馬場勝芳君
農林水産政策課長	木野田隆君	農林水産政策課政策G長	鎌田順一君
耕地課長	島内拓郎君	耕地課耕地第1G長	川崎千秋君
耕地課長補佐兼管理G長	徳丸慎一郎君		

- 7 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

沢馬場1自治会長	森重芳和君	沢馬場2自治会長	隈元為次君
内共同墓地理事長	朝倉義人君	内共同墓地副理事長	福重政治君

- 8 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 甲斐平君

- 9 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第40号 霧島市ローカルエネルギー館の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第42号 字の区域の変更について

議案第45号 財産の処分について

陳情第3号 宮の杜公園に、トイレ新設を求める陳情書

- 10 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（志摩浩志君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は去る6月10日の本会議で本委員会に付託になりました議案3件及び陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。まず、現地調査を行います。玄関前に御集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時01分」

「再 開 午前10時05分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第3号、宮の杜公園にトイレ新設を求める陳情書について審査をいたします。陳述人の説明を求めます。

○沢馬場2自治会長（隈元為治君）

おはようございます。陳情者であります沢馬場2自治会長の隈元為治です。陳情内容を申し述べます。当公園は東屋が設けてあり、地区住民の憩いの場として多くの方に利用されております。しかし、近くにトイレがないため、男性等は草むらで用を足しているのが実状です。女性は近くにトイレがなく、遠いのであまり長居ができないのが実状です。また、当公園はジョギング・散歩コースとして数多くの方が通っております。そして、近くに内共同墓地もあり、墓参りは女性の高齢の方が多く、墓参りに来た人が近くの民家にトイレを借りに来られることも多々あるとのこと。石體神社と蛙子神社の近くにトイレはありますが、1km以上離れております。素晴らしい遊歩道もできたことで、今後、より多くの利用者が予想されます。ぜひ、宮の杜公園のトイレ新設に御理解と賛同をくださいますようお願いいたします。またそのほかに、自治会行事等におきましては、穴を掘って便器台を造り、テントを張って仮設トイレを設置して利用しているのが実情であります。また、地域の方も花見等でここを利用されたりする様子でありますけれども、やはりトイレがないために利用されていないというようなことでもあります。以上、主な陳情理由であります。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

ただいま仮設トイレというふうに話をされましたけど、これはどういうときに造られるんですか。

○沢馬場2自治会長（隈元為治君）

これは今現在、自治会行事で使って造ったものが十五夜行事のとき、それから花見行事のときに、宴会になりますので、かなり時間が長くなります。そのためどうしてもトイレは民家を借りていたんですが、それではあまりにも迷惑を掛けますので実際に仮設トイレを自分たちで工夫して造っています。

○委員（下深迫孝二君）

ただいま、現地のほうを見させていただきました。やはりかなり距離はあるのかなということも思ったんですけども、この公園ができて今、どのくらい年月は経っているんですか。

○沢馬場2自治会長（隈元為治君）

ただいま、情報提供をいただきました。平成7年だそうです。県の事業として、あとは市が管理しているという状況であります。

○委員（下深迫孝二君）

もう一つお尋ねしますけれども、大体1日の利用というのは、どのくらいの方が利用されるのか。今日は時間が早かったのでまだほとんど出ておられませんでしたけれども、小さい子供さんたちを遊ばせたりとか、いろいろされるんでしょうけれども、1日の利用者というのはどのくらいの方がいらっしゃるんですか。

○沢馬場2自治会長（隈元為治君）

現段階で言いますと、そういった意味で統計は取っておりませんので分かりませんが、大体予想としては、10人程度は利用されるんじゃないかなと。あるいは、設置されますとトイレがあるということで、かなり利用人数は多くなってくると推量されます。

○委員（岡村一二三君）

先ほど仮設トイレの話が出ました。リースのトイレのことですか。それとも自分たちでトイレを仮に設置されて、あとまた処分も困るわけですので、どちらのほうになるのか、リースなのか。

○沢馬場2自治会長（隈元為治君）

内容は、穴を掘りまして、コンパネを半分よりちょっと長く、1mちょっとくらいの長さ、真ん中をくり貫きまして、前のほうにタッパーをはめまして、そして後はテントがまるめてあるやつが、ほどこけばパッと大きくなるシャワーとトイレというように使えるのがあるんです。それを私が持っておりまして、その都度穴を掘ってそれを設置して、あとは埋め戻しております。

○委員（中馬幹雄君）

もう1回お聴きしますけれども、年間行事、先ほど十五夜、花見と言われましたけれども、そのほかに何か行事というのはあるんですか。

○沢馬場2自治会長（隈元為治君）

その二つが主な行事であります。しかし、東屋に毎日10名くらいの方が休憩をされております。そして子供たちもここの広場を利用しております。

○委員（木野田誠君）

先ほど見させてもらいましたけれども、公園があつてかなり大きな墓地がありますけれども、このトイレで実際困っていらっしゃるの、公園に来られる方ですか。それとも墓地の参拝の方ですか。この文章でも墓地の方かなというふうに見受けられるんですけども。

○沢馬場2自治会長（隈元為治君）

利用者としましては両方だと思います。我々自治会としても非常に困っておりますし、なお、墓地の墓参りの方も困っていらっしゃる、両方じゃないかなと思います。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで陳述人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時15分」

「再開 午前10時17分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第3号についての執行部の見解説明をお願いします。

○建設部長（川東千尋君）

陳情第3号、宮の杜公園にトイレ新設を求める陳情書について御説明申し上げます。宮の杜ふれあい公園は、平成7年度から平成15年度に掛けて鹿児島県が地域用水環境整備事業により、宮内原用水路沿いの東西約400mに整備した公園であり、平成16年6月に県から財産譲渡され、現在は霧島市が普通公園として管理しているところであります。この公園は隣接する鹿児島神宮・石體神社・西郷どんの宿・蛭子神社などの観光施設を結ぶルート上に位置していますことから、休憩場所として、また、ウォーキングなど地域の方々の憩いの場所として、広く利用されております。今回の公園トイレ設置の陳情は、現在、トイレは西側の石體神社に隣接する駐車場と合わせて設置されていることから、「公園東側に設置を」との御要望と思われませんが、現在の公園区域と公園散策やウォーキングなどの全利用者の方々のバランスを考慮しますと、配置上の支障は余りないと考えております。しかしながら、公園東側から利用される方については、トイレの有無が分からないことも考えられますので、今後は案内板を設置するなど、既設トイレの周知に努めてまいりたいと考えております。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明がおわりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今、説明を頂いたんですが、公園にしてはかなり距離が遠いんですね。面積自体が約8反歩くらいということですかね。8,000㎡と書いてありますよね。そうしたときに、何でこっちの端のほうにトイレを造ったのかなど。通常であればある程度真ん中に造れば、今、こういうようなことは解決できたんじゃないかという気がするんですけども、もうできているわけですから、しょうがないんでしょうけど、今、トイレを設置する場合に、大体男女別々と、それと障がい者のトイレを造らなくてはいけないというような話を聞くんですが、ただ男性用を一つだけ造るということは、今は法律か何かで、できないようになっているのか、そこら辺はどうなっていますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

公園のトイレの設置について、基準を調べてはみたんですけども、幾らの広さで利用者があってとか、そういうものについての基準はないようでございます。広さに応じて造るとかそういう基準はないようでございますけれども、あのトイレは通常、今、言われましたように男子トイレ、それと女子トイレ、それと今、バリアフリー化が言われていますので、身体障がい者が入れるトイレのそういうものを兼ね備えたトイレを造るような傾向でございます。

○委員（下深迫孝二君）

そうしましたときに、大体今、男女別々ですね。そして小便器が付いていて、そして障がい者のトイレが付いていると。これで大体費用としてどれくらいかかりますか。

○建設部長（川東千尋君）

その景観とか配慮にもよりますが、ちょっと用を足す程度の比較的小さなトイレであれば、600万～800万円程度掛かると考えております。

○委員（下深迫孝二君）

結構大きな金額ですよ。そうしたときに市のほうで、例えばこういう要望があったときには、できれば本当は造ってあげるのが一番いいんだろうと思います。お墓参りというのは、たいがい年の方が行かれますよね。若い人はあまり行きませんから。そうしたときに、やはり冬なんかは特に寒かったりするとトイレに行くわけですけれども、行政としてほかにもこういう公園で、例えばトイレ設置などがまだできていないという所はあるんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

公園には都市公園と、今、言われています普通公園があるわけですが、私どもが管理している中の都市公園では、52公園を管理しておりますけれども、そのうち49の公園はトイレがあると。あと残りの3公園については、都市公園ではありませんけどトイレがないような状況です。それと、普通公園でありますけど、私どもが78か所を地域の皆様方と共に維持管理をさせていただいておりますけれども、そのうち5公園のみに、トイレがあると。あと73公園についてはトイレがない状況でございます。

○委員（下深迫孝二君）

トイレがないところですよ。これはやはり設置していかないと、我々が一番困ったのは、昨年11月に選挙があったわけですが、国分はある程度公園が整備されているので、トイレにとまることもできるんですが、本当に霧島だとか福山に行ったときに、公衆トイレがなくて、本当大変だったという思いがしているんですよ。だから、やはり合併して一つの大きなまちになったわけですけれども、そういう整備も必要なのかなと。例えば今、言ったように、そんなに立派なものじゃなくても整備していく必要があるのかなという気はするんですが、この隼人の場合、今、シルバーかどこかが指定管理を受けておられるような話を聞きましたけれども、これはトイレの掃除とかそういうものまで指定管理という形で受け取っていいんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

この宮の杜ふれあい公園は、都市公園ではないものですから、一応、シルバーさんのほうにトイレの委託などを頼んでおります。

○委員（木野田誠君）

この文章の陳情書とか、今、建設部の説明では表れてこないんですけれども、実際、この陳情をお持ちになったときに、陳情者はどの程度のトイレを造ってくださいというようなことを言って来られると思うんですが、ただ単にトイレを造ってくださいということだったんですか。それともこれくらいのトイレを造ってくださいというような話だったんですか。それと、さっき見させてもらいましたけれども、トイレを造らないといけないような緊急性が果たしてあるのかどうかというのも一つは疑問ですし、ちょっと余談になりますけれども、霧島神宮に1月の元旦にはいっぱい車が登ってくるんですけれども、こういうお客さんから国分の重久から霧島神宮の間に公設のトイレを造ってくださいというようなことも、議会でも話をされた経緯があるのかと思いますけれど、これが未だかつて実現していないというようなこともあるわけですよ。これは特に身体障がい者用のトイレだということでもあります。普通の健常者はどこでもかしこでも飛び込んでとか、山の中に行

ったりとかいう形で用を足されているけどできていないと。今年の正月は、この60号線の県道沿いにある民家が、自分の門口に看板を掛けて自由にお使いくださいということで、善意的にそういうふうにしていらっしゃる場所もありましたけれども、そういう形で、ちょっと話が長くなりますけれども、私は今度バイオマスの発電所ができますので、あそこに一応そういう身体障がい者用のトイレも造ってくださいと。将来的にはそういう形でこういうふう困っている事情があるので使わせてもらうようにしてくださいということで要望はしておりますけれども、果たしてここがそういう緊急性があるのか。それと、どういうトイレをとということだったのか一つお願いします。

○建設部長（川東千尋君）

今回の陳情につきましては、執行部のほうにトイレのその規模まではお話が来ておりません。ただ先ほど申しましたように、今、現在既設のあれほどの立派なトイレではないかと思っはいるんですが、当然地域の方は向こうのほうにあるということは御存じでしょうし、私どもも何回かあちらのほうに行きますが、ちょうど墓地がありまして、あそこに駐車場も少しありまして東屋もありますので、あそこを一つの拠点的な形で活用されている事実はあるのかなと認識はしておりますが、今、議員がおっしゃるとおり、頻繁に公園利用者として、あそこにトイレが必要かとなりますと、先ほど下深迫委員が申されたように、恐らくあそこの公園そのものの当初の設置目的というのは、宮内原用水路が横に流れておりまして、水路沿いに長い形で400mほど東屋から既存のトイレまであるんですが、そこをずっと長い形で利用した親水的な公園という意味で、あと散策路も含めた形ですので、どうしても既存の西側の石體神社のほうに基点がありまして、そこからずっと行って行き着いたところが今回の場所で、そこをまたぐるっと元に帰って行ってというような利用の仕方を当初は考えていたのであろうと。ただそれが今現在、墓地もあったり、あそこにちょっとした広場的なものもありますので、そういった形で多少はやはり地域の方々があそこを利用されている状況はあるのかなと考えているところですが、先ほど申しましたように、実際我々も歩いてみますと既存のトイレまで普通に歩いて5分くらいで行けるのかなと思っておりますので、やはりトイレがあつちにありますといったような周知だけは図る必要はあるかと考えております。

○委員（常盤信一君）

まちづくり委員会の中で、当然自治会や公民館のほうからこの種の要望が来ているのかどうか。来ているとすればいつ頃そういうことが上がってきているのか。それから、上がってきているとすれば当然、総合計画なりあるいは実施計画の中に加味されているのかどうか。そこら辺の状況がお分かりであればお知らせください。

○建設部長（川東千尋君）

確認してみますが、確か隼人地区のほうは宮内地区については、まだまちづくり計画書自体が作成されていないのではないかと考えております。

○委員（常盤信一君）

とすると、行政としてはこの陳情書で初めてトイレの設置についての地域からの要望があったと理解すればいいんですか。

○建設部長（川東千尋君）

そのようなことでございます。

○委員（中馬幹雄君）

墓地は管轄外かもしれませんが、墓地に公衆トイレが設置されているところはどこかあると考えていらっしゃいますか。

○建設部長（川東千尋君）

つい先ほどまで環境衛生課のほうとやりとりして確認をとったところなんですけど、逆にあると確認が取れませんでした。あるところがあるという確認です。ただ、皆無であるという確認も取っておりません。

○委員（中馬幹雄君）

地元のことばかりいうのもなんですけども、うちは夏にはんざり出しがありますよね。あれは一応もう観光課がバックにあるということで、その日に簡易トイレを観光課のほうに設置しているのが現状でございます。それと遊歩道につきましても、今、耕地課のほうで延長2kmまではいかないとはいえますけれども、整備されているんですけれども、もうジョギング・ウォーキング、そういう人たちが多いんですが、トイレというのは設置されていないのが現状です。

○委員（厚地 覺君）

トイレの設置は後の管理がなかなか難しいと思うんですよ。例えば、簡易トイレの件も言われましたけれども、お茶公園に簡易トイレがあると。あれも誰が管理するのか分からんですけれども、手を洗う簡易のものも水が入ってない、水は流していないし、しょっちゅう誰かが見ないと駄目だと思うんですよ。その辺の維持管理が難しいですから、徹底的に、例えば今のこの陳情の場合も、墓参りの方は入り口と奥にトイレがありますから、ちゃんとトイレを済ませて行ってくださいというような看板設置くらいはしてほしいと思いますよ。

○建設部長（川東千尋君）

今の厚地委員の発言に対しての見解なんですけど、おっしゃるとおり私どももまずトイレの新設につきましては、維持管理と防犯面、そういったことを考えて慎重に検討をしながら設置しております。当然、中規模・大規模な公園につきましては、トイレというのは必要不可欠な部分もございまして、地区の街区の公園とか、そういうところにはトイレのない公園も結構多いわけでございます。特にこの宮の杜の場合は、既存のトイレももちろん西側に立派なものがあるわけですが、こちらの西のほうは結構後ろに山が控えていたり、ちょっと昼間も暗い部分もあったりして、そういった防犯面でありますとか、そういうことを考えますと、今、あそこは現場の工事をしておりますが、そういった現場事務所なども聞くところによりますと、ちょっと夜に窓ガラスが割られていたとか、それも複数回とか、そういった防犯上の管理も今後、行政が当然基本的には管理していくということになりますので、トイレの新設ということについては、当然地域の皆様の要望は要望として承りますが、設置というものについては、また慎重に検討したいと考えております。

○委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○副委員長（前島広紀君）

委員長を交代します。

○委員（志摩浩志君）

今、トイレの件について皆さん方に審査してもらっているところですが、執行部の答弁によりま

すと、トイレの設置の必要は今のところないと考えているというようなことですが、ここは県営の水環境整備事業宮内原地区ということで、元宮内小学校の梅園であった所を、また教職員住宅があった所をここに公園を造るからということで換地をいただいて、小学校のほうにその梅を持って行って植えた、それもいろんな歴史がありまして、天皇陛下の戦時中の話から始まるわけですが、馬を宮内小学校のセンダンの木で休憩させている間に磨いたり、汗を拭いたりということで管理をした御褒美に頂いたお金と、地域の方々からの寄付を頂いて、梅を買って、梅を植えたという大変、由緒というか伝統のある公園だったんですけども、そこにこういう親水公園、これはもうやはり、字のごとく水に親しむ自然公園ということで造っていただいたわけですが、これはさっき要望がありましたけれども、これは要望じゃなくてこれは国でしたか。国のほうからの政策で造ったわけです。それが今ではもう荒れ放題というか、水車小屋もありまして、それこそ子供たちが小川で水が流れておりましたので、鯉もおりました。水も流れておりました。その頃はショウブの花も咲いて、きれいな池も保たれておったわけですが、以前からも水を流すようにということで要望もありましたけれども、それもまだできていないところですが、今日見ていただいたように、鹿児島神宮のほうにトイレはございまして、それも言えば石體神社のために造ったようなトイレじゃないかというくらい、石體神社の参拝者の方々の駐車場になつたりしておりますが、花見の時期、天気の良い日はいろんな方々が楽しんでおられます。その中で、子供の姿は近頃全くと言っていいほど見えなくなりました。川が流れている頃は子供たちが水遊びとか、そういう所でよく遊んでおりましたけれども、今は老人の憩いの場、そしてまたジョギング・ウォーキング、そういう方々の体を休める場所として利用されておりますけれども、地域の方々が要望されまして相談されましたのは、老人の方が多くて寄り合い的な場所になって毎日のように大変人が集まっておりますけれども、たまたまですけども、墓地は横にありますけれども、その公園の一番端にトイレがあるもんですから、もう立ち小便と、女性の方々はどう話の途中で用足しになったらもう帰られるとか。近所の方が迷惑がっておられるのは、トイレを借りに来られるということでしたので、規模としては大小できればそれでいいというような、あっちに間に合わないようなところのトイレを造っていただければいいというような話でした。そしてまた、今度先ほど話にも出ました工事現場の件ですけども、今、工事が進められております。そして、これが完了しますと、まだまだ大変、隼人運動場のほうからずっと走ってきてあそこで休憩して、そしてまた蛭子神社のほうに走って行かれるとか歩いて行かれる、そういう方が多いんじゃないかと思われまして。そしてまた龍馬ハネムーンウォークのコースにもなっておりますし、そういう観点から今回要望を出されたんじゃないかというように聞いております。そして自分たちの行事のときは、さきほど陳情者から話がありましたように、仮設トイレを何かテントでパッと開くのがあるそうですけれども、それを持って行って仮設するというような話を聞いております。かねての運動の方々、またそこを利用される方々に使っていただくためのトイレということですので、そこは補足とさせていただきたいと思っております。それと、トイレとは関係ないですけども、公園の管理、水車も退かしたら退かしたままで、もう復元とかそういうことはされないんですか、あれは。そして水も、川もまた流してくれということで再三話が出ておりますけれども、あれはこの後はどのような維持の仕方でやっていかれるのか、そこ辺はどうですか。

○建設部長（川東千尋君）

宮の杜公園の水につきましては、御承知かと思いますが、当初は上水道の余り水というのがふんだんにございまして、それを利用した形でずっと上流のほうから水を流して、ああいったような親水公園という形が取れていたわけですが、三、四年前ですか、その水源地の新設に伴いまして、従来老朽化していたその水源施設をもう使用できないということになりまして、それ以来、私どももいろいろ駆使しまして、上水道を逆に池のほうに繋いでみたりいろいろやりましたら、結果として逆にそれが鯉とか魚たちのためには悪影響を与えまして、ああいった形でもう既に魚もいなくなり、今ところは水としては完全に止まっている状況でございます。今おっしゃいましたその水車などにつきましても、あそこは従前からちょっと壊れていたわけですが、まずは水が通らないことにはそういう施設の整備もあまり意味もなからうということで、水源の確保に向けていろいろとこれまでも、例えば、横の用水路から引けないかとか、そういう話もしたんですが、用水路はどうしても落とす期間が年に三、四か月あるということもあったり、今現在、その水源の確保についてここずっと検討を行なっているところでございます。目途が立ち次第、できれば元の形に復活をしたいかと考えておりますが、先ほどありましたように、親水公園としてここ十数年親しまれてきたわけでございますが、また地域のいろいろな方々の意見も聞きまして、もし水の必要でないような公園への衣替えと言いますか、そういったこともあるのなら、そのとき一緒になって今、今回の陳情にありますトイレの配置というのもまた再度考えることもあるのかなとは考えておりますが、今現在は従前の機能を確保するための水源の調査と言いますか、そういったことを引き続き行っているところでございます。

○委員（志摩浩志君）

この公園の建設自体が、小学校のさっきも言いましたように、そういう方々の思いが一杯詰まっている所を退かしてまで造ったわけです。その原点のそういうときのどういう理由で、どういう趣旨でこの公園を造るんだという大きな目的があったと思うんですね。それが今、子供たちに対しても、今の世の中やはり天降川が近くにありますが、天降川に行けば水に入っただけじゃいけません、危険です、そういう看板を見るだけです。もう全く子供たちが親しむような川と言ったようなそういうのが無いわけです。今、住吉公園のほうにも小川を作ってありますけれども、もう野暮になって汚くなっているみたいですけども、今の子供たちを育てるのに一番大事なものは、こういった情操教育と言いますか、こういう問題じゃないかと思えます。もう頭にきたら刺して殺せばいいと、そういうような時代をやはりそのときだけのことでなくて、そういう思いがあつてああいう公園も造られたと思うんです。ぜひこういうのはまた元の造った当時の、考えた人たちの思いをよく考えていただきまして、これはまた早い修復をさせてもらうように。今度一般質問で言おうと思ったんですよ。出すのが遅れまして、9月にと延ばしてもらったんですけども、まあ思いが叶えばまたその問題も一つ解決するわけです。そういう中でやはりあそこに小さなトイレはやはり必要だと。自治会の人たちだけの問題じゃなくて、今後、あそこを全部遊歩道とか完成したときを考えた場合、あそこに看板を立てれば、またUターンされるかもしれないですけども、あそこ辺にちょっとした仮設以上のちょっとした用足しができる場所が必要じゃないかと思うんですけども、検討していただければと思います。

○副委員長（前島広紀君）

要望でよろしいですか。

○委員（志摩浩志君）

はい。

○副委員長（前島広紀君）

委員長を交代します。

○委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時50分」

「再開 午前10時52分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第40号、霧島市ローカルエネルギー館の設置及び管理に関する条例の廃止について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○観光部長（藤山光隆君）

今回、産業建設常任委員会に付託されました議案第40号、霧島市ローカルエネルギー館の設置及び管理に関する条例の廃止について提案しております。この件につきましては、今回提出いたしましたけれども詳細につきましては、商工振興課、池田課長のほうから説明させていただきますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○商工振興課長（池田洋一君）

議案第40号、霧島市ローカルエネルギー館の設置及び管理に関する条例の廃止について御説明いたします。資料と致しましては、平成26年第2回霧島市議会定例会議案の23ページでございます。この施設は、ローカルエネルギーの教育と啓発、実用化と普及、地域振興を図る事を目的に昭和63年に供用を開始されていますが、利用者の減等により平成19年3月末をもって休館となったところでございます。建物の利活用につきましては、休館後も検討してまいりましたが、展示館という特殊な構造であることや、空調施設を含む内部施設が老朽化しており、現状のままでは使用不可能であることから、具体的な利活用方法については目処が立たないままでございました。さらに、平成22年8月には施設の老朽化による外壁の落下が見られ、その後も複数回にわたり外壁の落下が続き、危険防止のため建物周辺部分への立ち入り規制を続けていたところでございます。ローカルエネルギー館は先にも述べましたとおり、ローカルエネルギーの普及・啓発を目的として設置されていますが、本市の現在の状況は、風水力・地熱・太陽光・バイオマス等様々な自然エネルギーを利用した発電システムが設置され、当初の目的は達成したのではないかと考えていることと合わせ、施設の老朽化等により一部危険性もあることから、一旦取り壊し、危険性の除去を行った後、将来的な利活用につきましては検討することと致しまして、今回、本施設を廃止するため、本条例を廃止しようとするものでございます。以上、御説明申しあげましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今、説明いただきましたけれども、造って今、大体25年ですよ。63年に建設ということですから。そうしたときに、そんなに耐震が合わないとか上が落ちてくるとか、コンクリートで造って25年程度でそんなに無様な工事をしたのかなという気がするんです。エネルギーというのは、私は今からじゃないかと思うんですよ。自然エネルギーの太陽光だとか風力だとか、こうして原発が行き詰まってきている中で、という気がするんですが、もうエネルギーは頂上まで上り詰めたという考え方を行政は持っていらっしゃるのかな。そこら辺はどうですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

今、委員のほうがおっしゃったとおり、今、再生可能エネルギーということで全国いろいろ取り上げられておりますけれども、今のローカルエネルギー館に関しましては、先ほど申したような形平成63年に建てられて二十五、六年経っているんですけれども、外壁等につきましてはほぼもう落ちたところもあれば、元々スカスカの状態ですけれども、いつ落ちてもおかしくないというようなところもございいます。それと、中の空調関係もほとんどもう使えない状態とか、いろんなところにガタがきているというような、構造上の問題もあると思います。それと、私どものほうは今、言われた地熱とかそういう風水力・太陽光・バイオマスと今、いろいろ市内でも建設されたり、予定がされたりしていますけれども、このことにつきましても産業経済局等とも補助金返還の関係でいろいろ協議したんですけれども、霧島市についてはそういう再生可能エネルギーに取り組んでいるというのを認められて、補助金返還をしなくてもよくなったというようなことでございますので、私どものほうもそういう再生可能エネルギーにつきましては、今後も当然重要視していかなければならないことだと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

そして、見学者が非常に少なくなってきたということも、廃館のほうにつながったということも、以前聞いたんですけれども、やはり見る人が少ないということは魅力がないから見に来ないんですよ。昔のそのものを飾っていて、それだけを見に来なさいと言っても、1回見に来れば小学生・中学生、霧島市の学校全部一通り来たにしても行き詰るのは当たり前だろうと思います。やはりこれから未来に向けての、当時は未来志向のあるエネルギー館だったんだろうと思うけれども、今現在で、今度はあれが魅力があるかと言ったときに、恐らく来る人はいないのは当たり前のことだろうと思いますね。今、言ったように、また新しいエネルギーを作るためには、地熱であろうといろんなこういう模型などを作れば、私はまだまだこれからはエネルギー館というのは大事じゃないのかなという気がしたんですけれども、建てて25年で老朽化していますから壊しますという、そういう発想がお金を返さないでよくなったからという発想がどうなんだろうなという、これは私だけかもしれませんが。今、言うように、小さい子供たちなんていうのは、自然エネルギーとかというのは全く、今、テレビなんかでやっているけれども、実際に現場を見たりとかそういうのはないわけですよ。だから、そこら辺を十分検討されたんですか。

○観光部長（藤山光隆君）

確かに委員がおっしゃるとおり利用者が、リピーターが少なくなってきた、見学者が少なくなってきたというのは現実だと思います。ただ、それ以前にある意味ではこのローカルエネルギー館が

その当時、やはり自然エネルギー、そういうものを先取りしてやっていたと。それがちょっと時代的に早過ぎたのかなというような気もしております。そこで先般の一般質問でもありましたように、その後また市長からも指示を受けたんですけども、先ほど池田課長が申しましたように、現在、風力・水力それから小水力、それから太陽光であったり、バイオマスであったりというものが今、建設されつつあります。それは全国でも一つのまちにそれだけの再生エネルギーの施設が整うところはまず稀ではないかと、そういうことを先ほど言いましたように、次の新しい観光の一つの素材として持っていくというようなことに、今から切り替えていかなければならないのかなと思っております。そういうことで、エネルギーのそういうような子供たちへの教育とか、また地域住民の方々へのエネルギーの普及とかそういうものを含めた形での、これを今回そういう形でローカルエネルギー館を取り壊しを一応お願いしておりますけれども、その後はそのような形で自然エネルギーを市内外にアピールしていけたらなと考えておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

昭和63年に供用開始ということなんですけれども、昭和56年以降の建物ですから耐震は加味されていると思うんですけども、これは最初、造られるときに耐用年数はどれくらいを考えてらっしゃったのか、まずそこをお伺いします。

○商工振興課長（池田洋一君）

鉄筋コンクリートですので55年です。

○委員（新橋 実君）

55年を考えていて二十五、六年で解体するということなんですけれども、これは外壁が落下しているということで、中のほうの設備も大分悪くなっているということなんですけれども、補修した場合、概算でももちろん見積りもされたと思うんですけども、どれくらい掛かるのかお伺いします。

○商工振興課長（池田洋一君）

あの館を今の間仕切りを残した状態ですと、1億3,500万円くらい掛かると以前試算をしております。

○委員（新橋 実君）

1億3,500万円ですね、それではこの解体費はどれくらいを考えていらっしゃるのか。

○商工振興課長（池田洋一君）

今回、補正予算のほうに委託も含めまして5,300万円でございます。

○委員（新橋 実君）

1億3,500万円が補修に掛かると、解体費は5,300万円と。今後の利活用については今後考えるということなんですけれども、一応解体をして更地にするということで、まだ利活用については全然考えていないということですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

私どものほうではあそこを壊して、あの建屋部分については簡易な舗装を行いまして、条例を廃止しますので、そこで普通財産ということで、今後は財務課のほうになると思っておりますので、そちらのほうで協議がなされると思っております。

○委員（木野田誠君）

昭和63年ということは、合併前だったんですけども、私ども霧島から国分の下ってきて、ああ

これがエネルギー館という名前の付いた建物ができたんだと、ほんのこの前みたいに思っていたんですけども、もう解体されるということなんですけれども、これは、普通の一般的な考え方だと、あそこを改築・改造して、内部を改造して、また自然エネルギーが霧島市もいっぱい増えたから、そのためにまた使うというような、改造して使うというような考え方を一般的な市民は大方の方がそういうふう考えられると思うんですが、壊されるということは、危険建築物なんですか。どうなんですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

危険建築物というか、確かに今現在、外壁等については非常に危険でございます。それと、このローカルエネルギー館につきましては、国分市の時代からいろいろこの館の取り扱いというものについてもいろいろ協議をしました。それと合併になりましても、平成19年の3月までは開館して、それ以降は休館をしておりますけれども、それ以降いろんな意味で議員の皆さんも御存じのとおり、今までいろいろ協議をしてまいりました。その中で新しいエネルギー館に替わるものというような形での投資というのは、費用対効果がどうなのかとか、それと各庁内でいろんな自分のところの中で活用できないかとか、いろんなそういうものを出し合って、副市長を中心に協議をしてまいりましたけれども、どれもやはりこれといった形で先ほど申した修繕費用を含めて、どうなのかということで今、難しいというような結論を出しまして、今回、このような廃止条例というものを提出させていただいております。

○委員（厚地 覺君）

耐用年数から見れば半分なんですけれども、当時の手抜き工事ということは考えられませんか。例えば今、杉安病院を解体しておりますけれども、これは高度成長期に建築したので、受注枠が多くてもうコンクリートがぼろぼろなんですよ。あのカニで挟んだだけでボロボロいくから、解体は簡単だったというふうに聞きます。だからそういうことは考えられませんか。また、これはどこが造ったんですか。

○商工観光部長（藤山光隆君）

恐らく昭和63年に供用開始をしておりますけども、今、議員がおっしゃったような手抜き工事とか云々ということは、その当時、当然私も池田課長も国分の職員ということで、その開館の頃から二人ともそこに携わっております、まずそのようなことはなかったのかなというふうに考えております。建築施工業者は調べてみたいと思いますので時間をください。

○委員（厚地 覺君）

耐用年数の半分以下というのはちょっとおかしいとは思われませんか。

○商工観光部長（藤山光隆君）

そういうことはないんじゃないかなと、いろいろ自然環境の中やいろいろなことを考えて、実際それまでも我々と致しましても、その途中では建物の管理をしたり、それから中の展示物の入替え等も実際やっておりましたけれども、結果的にこういう時代の流れの中で、そういう今回のような結果になったのかなというふうに思っております。

○委員（岡村一二三君）

部長も課長も当時の建設のときから関わってきたと、そのような話に聞こえましたけど、供用開始後二十数年で廃止ということになりますよね。ということは、初期の設置目的が曖昧だったというふ

うに受け止めてよろしいですか。

○商工観光部長（藤山光隆君）

一番最初に申し上げましたように初期の目的が曖昧ということではなくて、その当時では正に県内でも今、おっしゃいましたように、市内・市外の修学旅行の児童・生徒さん方がたくさんお見えになって、まずその当時は正に鹿児島県の中でも、自然エネルギーと言いますか、その当時も若干国分市にもありましたけれども、そういうものを取り入れた施設ということで、その当時であれば最先端の施設であったというふうに認識しております。

○委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○副委員長（前島広紀君）

委員長を交代します。

○委員（志摩浩志君）

25年という耐用年数もびっくりするところですけども、今、車が満杯のようにとまっていますけれども、危ないとおっしゃっていますが、とめさせないほうがいいんじゃないですか。今、職員駐車場に使っているんですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

現在の使用につきましては、建屋の周囲はロープで巻きまして、落下しても危なくない位置でのところで事務補佐員の駐車場というところで、活用させていただいております。

○委員（志摩浩志君）

さきほどから話が出ておりますが、今、日本が一番注目しているところの再生エネルギー、発案されて造られたのは谷口市長だったんですか、先端を走ってこられたと思うんですが、19年3月で休館となっておりますけれども、やはり民家でも空き家にしたら朽ち果てていくと思うんですが、その後の管理、そしてまたエネルギー館での教育、啓発運動とか、市長も替わって思いも薄くなったのか、それで8年ぐらい前に休館ということになっていると思うんですが、やはり6億ぐらい掛けて造られたと聞いておりますが、やはりこのエネルギー館に対しての思いとか、そういうのもやはり今の執行部の立場から、駐車場にするんだとか、入館者が少ないから休館ではなく、廃館のほうで決めつけたような話で持って来られているような気がするんですけども、庁舎問題の中でもいろいろローカルエネルギー館は取り沙汰されてきておりましたけれども、頑として壊すんだというような話を聞いておりましたけれども、今となっては仕方ないかなとは思いますが、造っては壊す、もう入れなくなったから壊すというような安易な考えではないかなというようなふうに思うんですが、その件についてはどうですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

私ども、ローカルエネルギー館については非常に愛着を持った館でございます。今まで当然国分の時代からこの館の関係やら、いろいろ仕事をさせていただきました。ですから非常に愛着がございます。それと市のほうのエネルギー政策というものについては先ほど申したような形で今、いろんな各地域でそういう最先端を行っておりますので、そういうものを伸ばせたらというふうに考えております。ローカルエネルギー館につきましては、25年で耐用年数の半分しかないのと言われるのは確かにそう思いますけれども、あの中のアパートとかソーラーとか、全てが使えない状態、それと外壁も含め

まして、ということで、いろいろ市の中でも今まで協議をし尽くしたように近い状態で協議をしてみましたけれども、どうしてもやっぱり解体するべきというような結論が出ております。

○副委員長（前島広紀君）

委員長を交代します。

○委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○委員（下深迫孝二君）

庁舎の増築予定場所にとめてある車は、かなりの台数が移動しないといけないという気がするんですが、それには充てられるというような考えもあるのかどうか。

○商工観光部長（藤山光隆君）

さきほど池田課長が話をしましたように、今回議決いただきまして取壊しという形になれば普通財産ということで、管理は総務部の財産管理のほうに渡ることになりますので、そちらのほうでその後の対応というのは考えていくのかなというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

6億幾ら掛けて建設したというのがありましたですね。これは土地まで入れて6億幾らだったという受取り方でいいんですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

この6億5,000万につきましては、建屋ということで建設費です。

○委員（木野田誠君）

平成19年3月末に休館になって。こんにちまでそのような形で持って来られているわけですがけれども、月あるいは年の維持管理費は今までどれくらい払ってきていらっしゃるんですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

休館になってからは、水道・電気・草払い等の予算がありまして、平成25年度では27万円、平成24年度は18万円という形で最低限の費用で維持させていただいております。

○委員（厚地 覺君）

この19年間で入場者数が延べ何名だったのか、そしてピーク時は年間何人いたのかをお知らせください。

○商工振興課長（池田洋一君）

ピーク時でございますけれども、昭和63年に開館しておりますので、昭和63年度が約1万500人、それと平成元年度が5,600人、あとは5,000人台をずっと推移していくんですけれども、平成17年の最後につきましては1,800人ということになっております。延べで申しますと、84,611名が昭和63年度から平成17年度までの入館者でございます。

○委員（新橋 実君）

土地の面積と建物面積を教えてください。

○商工振興課長（池田洋一君）

敷地面積が4,919㎡です。建築面積が1,168㎡でございます。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにはありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第40号についての質疑を終わります。次に議案第45号、財産の処分について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（池田洋一君）

商工振興課関係の議案第45号、財産の処分についての概要を御説明いたします。資料としましては、追加議案の3ページから6ページであります。6月2日に開催されました全員協議会に資料を御配布いたしましたように、国分上小川工業団地を京セラ株式会社に処分する議案であります。今年の3月に工業団地造成工事を完了し、また、4月に県の開発行為に係る検査を受け、併せて当該工業団地の分筆・合筆・地目変更・地積更正の登記を経まして、6月6日に京セラ(株)代表取締役社長山口悟郎氏と土地売買仮契約を締結したところであります。売却する工業団地の所在地等は、霧島市国分上小川字横川原1002番1外1筆であり、地目は雑種地でございます。面積は2筆で10万6,235㎡であります。売却額については、13億5,935万2,800円であります。当該工業団地の造成等に直接掛かった経費である積算価格は、売却面積106,235㎡の用地取得費、造成工事に係る設計業務委託費及び造成工事費であり、その合計金額は、15億2,645万2,500円であります。原則として、市等が工業団地を造成し、複数社に売却する場合には、調整池については、市等が管理することとしております。しかしながら、今回の工業団地の売却先は、1社であることから、調整池まで含め、一括して売却することが管理面からも妥当であると考えられます。つきましては、団地の全体面積に対して調整池が占める面積割合は約11%であり、有効面積割合は残りの89%であることから、今後の調整池に掛かる維持管理費等のランニングコスト等も考慮しまして、計算いたしますと、積算価格15億2,645万2,500円に有効面積割合89%を乗じて得た額が13億5,854万2,725円になります。この額を坪単価に直しますと42,300円となりますことから、坪当たり42,300円に全体面積32,136坪を乗じた得た額13億5,935万2,800円を売却額としたものであります。以上が財産の処分についての概要であります。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（岡村一二三君）

今、説明を受けたわけなんですけど、まず何点かお尋ねしておきたいと思います。この工業団地は圃場整備が行われていた農地であったと思うんですが、圃場整備に係る国の補助金は当然返還金があったと思うんですが、この返還金の取り扱いはどうなっていたのか。

○商工振興課長（池田洋一君）

今、言われたのは湛水防除の関係でよろしいのでしょうか。これにつきましては、あそこの部分が農地から工業団地に変わるということで、農地の面から国への返還金というのが1億3,000万円を耕地課のほうで九州農政局へ返却しております。

○委員（岡村一二三君）

耕地課のほうで払いましたよとおっしゃるわけなんですけど、前も議案に出てきたと思うんですが、1億3,000万円、行政がこの返還金を支払ったということになるんですが、そのとおりですか。その金額は今回の売渡し価格には反映してこないんですよね。

○商工振興課長（池田洋一君）

行政のほうで支払ったということになります。そしてこの額につきましては算定のほうには含めて

おりません。

○委員（岡村一二三君）

農地を工業用地としたわけですので、農振農用地でしたので、農振除外がなされているんですが、代替地はどこに求めているんですか。この分の代替地が必要だったと思うんですが。

○商工観光部長（藤山光隆君）

そこにつきましては、その当時の農用地の見直しの中で、市内のほうにその部分を代替として見直しの中でしっかりと確保したということでございます。その窓口が農林水産部のほうでしたので、そちらのほうでその手続きのほうは取っていただいております

○委員（岡村一二三君）

商工観光部に全体的に説明をされると思ってお尋ねしたんですよね。あっちに振ったりこっちに振ったりされても、ちょっと理解できないんですよね。委員長、この代替地をどこに求めたのか説明を受けたいんですが、委員長のほうで取り扱いをよろしくお願いします。あと、前回もですが、市などが工業団地を売却する場合は調整池については市などが管理することが一般的という説明でありましたので、このことについて二、三お尋ねしたいわけなんですけど、土地造成に係る調整池は面積要件で設置することが義務付けられているのではないんですか、まず1点。

○商工振興課長（池田洋一君）

面積により、3ha以上のところにつきましては調整池が必要という形で義務付けられていると思います。

○委員（岡村一二三君）

今回、調整池を省いた残りの有効活用面積については、そこだけではなくて有効活用面積の中に義務付けられた調整池が設置されているわけですので、私の個人の考えでは、当然有効面積という判断をするんですが、例えば行政が道路拡幅工事とか、道路工事をしたりしますね。そうしたときに立木がありますよね。道路用地に立木があったりしたとき、土地の定着物として立木も買取するわけなんですよね。買い受けて道路工事が始まるわけなんですけど、土地と立木と。だから私は当然、有効面積という判断をするんですが、その件についてはどうなんですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

調整池につきましては、必要不可欠な施設でございます。それにつきましては先ほどから申しのように複数社の場合は当然市が管理しているというのが実情でございます。それに今回は繰り返すようでございますけれども、1社ということで1社の中でその調整池も管理していただくというような考えでありますけれども、私どもとしては、もし仮に京セラのほうで調整池はいらないよとなった場合には、当然我々市が管理するべき形になりますので、そこも含めて長期的なものの管理も含めて取得していただくというふうに判断をしたものでございます。

○委員（岡村一二三君）

京セラが要らないよとおっしゃれば市が管理をするということでしたが、前からこの造成工事に関わる話は議会と執行部と議論はなされてきているんですが、今回の説明では京セラ株式会社代表取締役と土地売買の仮契約を締結したということなんだが、本件この議案に係る土地造成から売却まで、土地造成を京セラ株式会社が要望されてこれは造成されたと思うんですよ。当時の造成工事に伴う京セラからの要望書はあるんですか、ないんですか、どのような要望をされてこんにちに至ってきたの

か、当時は契約書がないような話も聞こえてきていたんですが、当然、市に要望をされて造成が始まったというのが基本でありますので、この要望書がありますか。

○商工振興課長（池田洋一君）

要望書はございません。土地取得依頼という形で京セラのほうから市のほうに用地取得の依頼ということで、頂いております。

○委員（岡村一二三君）

土地取得の依頼があったのであれば、中身が出てこないといけないわけですよね。今、その調整池を外すというような話もありますので、どんな土地取得の依頼がなされてきて、こんにち造成をして調整池を外して、価格設定をすることになったという疑問点が出てくると思うんですよ、客観的に市民の側にすれば。市が造成してこれを京セラさんに買って下さいという話をされたわけじゃないということですよね。依頼があったから造成を始めたということですので、その辺が具体的にないと客観的に市民の皆さんは納得しづらい部分があると思いますよ。それで、その点について1点お聴かせいただきたいんですが、当該霧島市は七つの自治体が合併して運営を行っているわけなんですよね。霧島市として行政運営を。それで合併前のそれぞれの自治体で企業用地として、行政あるいは土地開発公社、それぞれのまちの土地開発公社で土地を造成してきたわけなんですけど、開発公社を含めて各自治体で、企業に調整池を売却せずに管理が行われてきた団地名とその実態が説明できますか。今、おっしゃるのは市が管理をしないとけないという話をされるわけだから、七つの自治体が合併してきているわけですから、今までの各自治体の経営方針、土地の譲渡方針、その実態が分かればお示しいただきたい。

○商工振興課長（池田洋一君）

まず国分地区のほうからいきますと、上野原テクノパークがございまして。ここは県の工業団地がございまして、ここにつきましては、調整池がありますので、無償譲渡を受けて私ども市のほうで管理をしているということになります。国分の第二岩坂というところがありますけれども、今、分譲中で沈砂池はありますけれども、まだ分譲されていないということになります。隼人につきましては、今、小田工業団地のほうの造成に入っておりますけれども、そこにつきましても今後、調整池ができてくるというふうな取扱いで、今後の同じような対応をとるべきではないかというふうに考えております。福山につきましては面積的に狭い牧之原工業団地がございまして、ここについては調整池等は必要ございませんので、調整池の関係はございません。霧島町につきましても工業団地はありません。それと隼人につきましては隼人と溝辺を跨ぐ鹿児島県臨空団地という所がありますけれども、ここにつきましては数社立地しておりますけれども、そこにつきましては今は、市の私どものほうで調整池を管理しているということになります。それと溝辺につきましては、久留味川工業団地がございまして、あそこにつきましては、ほぼ民間で満杯になっておりますけれども、あそこの場合は沈砂池という形でありますけれども、これにつきましては、私どものほうの市で管理をしているということになります。それと横川につきましては、アルバック等の工業団地がございまして、確か横川につきましては、調整池はないというふうに認識しております。

○委員（岡村一二三君）

開発公社が土地取得をして、造成工事をして売る場合は今まで、当然、取得価格・工事費、それをトータルで見て売渡しているわけなんですよね。調整池があろうとなかろうと。それでないと開発公

社は運営ができないわけですので、それで残りの分を今、おっしゃる臨空団地、上野原、それらは県がされたわけですので、取得をして、造成をされて、ただ残っている調整池を市が管理をしているということなんですけれど、元々資本投入した金額は全く別の話ですので、市は関与していないわけなんですよね。そうではないんですか、臨空団地も。例えば臨空団地を言いますと、隼人と溝辺町のその中間にあっているんなもの話があって、県の土地開発公社でそれ取得して、臨空団地としましょうという顛末もあって、それが生まれてきているわけですので、市がただ、移管されて管理をしているとおっしゃるんだけど、元々の土地取得費というのは、全く溝辺町も隼人町も関与はしていないと思うんですよ。私は国分のことは知りませんが、上野原テクノパークですか、上野原縄文の森ですか、そこは鹿児島県が土地造成をされて来られて、ただ調整池だけを管理をしてくださないと依頼されているだけではないですか。私は土地開発公社というのは、調整池は別物で赤字を出してもあげますよという話にはならないと思うんですよ。もう1回説明をいただきたい。

○商工振興課長（池田洋一君）

県の工業団地につきましては、今、おっしゃったような形で県のほうが開発しましてそれを市のほうが無償譲渡ということでございます。それと今、言われた開発公社ではございませんので、私どものほうは開発公社で開発できなかった法的なものがございまして、我々商工振興課のほうで一からいろんな全てを行ったわけですけども、それにつきましては今、私どもが説明している、そういう調整池は含まないというような形をお願いしているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

本件について、京セラのほうから土地購入の依頼があったということなんですけど、その依頼文書を公開できますか。

○商工振興課長（池田洋一君）

この分につきましては、前一度、文書開示で出した経緯もございまして、構わないというふうに思います。

○委員（下深迫孝二君）

今回、造成が終わって京セラに引渡しということですけども、ちょっと管轄が違うかもしれませんが、税金は今まで田んぼでしたので僅かな金額だろうと思います。今度はこれが雑種地か宅地になるとは思いますが、年間幾らの税収があるのかまずお聴きします。

○商工振興課長（池田洋一君）

あその場合は今、地目を雑種地に変えております。それと雑種地につきましてはいろんな段階がございまして、普通の今の状態の場合が宅地の60%とか、舗装されれば80%とか、又は建屋が建てば普通の宅地とか、いろんな評価の仕方が税務課のほうであるようですけども、今の状態で今の面積で試算しますと、固定資産税は約1,300万円というふうに試算をしております。

○委員（下深迫孝二君）

1,300万円、10年経ったときが1億3,000万円、これが今度宅地になればもっと上がってくるわけですよ。ソニーさんの一例を取りますと、熊本のほうで土地を全部ただでやるから来てくれということでソニーさんは熊本のほうに移られたという経緯があります。これは皆さんもう御存じだと思います。今、京セラほどの企業を、企業誘致ができるかと言えば、とてもできないわけですよ。だからやはり今、既存の企業さんを大事にしながら、私はただでやってもいいと言うぐらいの思いは持ってい

ます。そうすることによって、雇用もまた増えてくるだろうし、いろんな面で恩恵は十分あると、ですからそんな細かいことを言っているのではなくて、本当、調整池なんていうのは引き取ってもらえば、市が管理をしないでもいいわけですから、私の考えですよ。ですから、もう引き取ってもらって、京セラさんのほうで、今後は管理もしていただくということでやっていただきたいというふうに私は思っております。そして今、申し上げましたように今度は税金も相当入ってくるわけです。あのような大きな会社です。ちょっとやそつとで傾くような企業ではないわけですので、天下の京セラさんということで、ぜひ、思いがあることはどんどん聞いていただいて、やっていただきたいと思うんですけれども、部長どうですか。

○商工観光部長（藤山光隆君）

企業振興課と致しましては、今のこの情勢の中で、議員がおっしゃったとおり確かに今までも、またこれからもソニーさんにしても京セラさんにしても、市にとってはなくてはならない雇用の場であるし、企業だと思っております。正にそのようなことでやりたいんですけれども、そこまでは、ただでというわけにはいきませんので、いろいろな状況を勘案しまして、それぞれ協議を進めながら今日のような状況になりました。企業振興と致しましても、これからもやはり霧島のいろんな交通の利便性とか水の関係とか、そういう部分で進出を希望している企業等もございますので、なるべく地域振興のためには、我々も努力をして、そのようなことも頭に入れながらやっていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○委員（下深迫孝二君）

今、京セラさんで雇用されてる人間、大体パートまで入れれば5,000人ぐらいというふうに聞いているんですけれど間違いはないかどうか。

○商工振興課長（池田洋一君）

今年の4月1日の調査によりますと、パートも含めて約4,500人です。その中の霧島市在住が約4,000人と記憶しております。

○委員（下深迫孝二君）

その人たちが4,000人霧島市内に住んでいただいているとしたときに、その人たちが払っていただく固定資産税だとか、あるいは所得税だとか、そういうものも含めると膨大な金額になると思うんです。そしてまた京セラさんが土地を広く買われたということで、同じ企業進出をするなら霧島市にしようという企業さんも私はまた、出てくるんじゃないかと、今、そういうふうに思っております。なぜかと言うと、若者が多い、例えば募集したときは、若い世代の人を雇用できるということで、プラス面は相当あると思うんですね。そしてソニーさんの場合、税金は法人税ですか、本社のほうに持って行って納めておられるというふうに聞くんですけれども、京セラさんは地元で法人税も納めていただいていますかどうかお伺いします。

○企業振興室長（谷口隆幸君）

京セラさんのほうの税金関係でございますけれども、会社自体で住民税・固定資産税・法人市民税というような形の大まかには三つの税金を納めていただいております。その中でも今、おっしゃる法人市民税ですね、これにつきましては、近年については約5億円程度の法人市民税を納めていただいているような状況でございます。

○委員（新橋 実君）

九州電力の地役権が設定されていたということなんですけれども、これは地役権と言いますと、前の地主さんに地役権があったと思うわけですが、それが今回、京セラさんのほうに行かれたと思うわけなんですけれども、前の地主さんに地役権が設定されていて、お金もそちらのほうに払われていたと思うわけなんですけれども、それはどういうふうな形に今回なったのか、中身が分かれば教えていただきたいと思います。

○企業振興室長（谷口隆幸君）

地役権につきましては、北側の大ノ丸地区に地役権が設定されていたんですけれども、その中に14筆地役権が設定されております。それにつきましては、そのまま市のほうでそのまま買い上げまして、そのまま地役権が残っておりまして、その残っている地役権も付いたままで京セラ様のほうに売り渡すというような状況でございます。

○委員（新橋 実君）

付いたままでということは、持っていらっしゃった地主さんから、九電から貰っていたお金も貰って、そのお金も京セラのほうに今回渡したということですかね。

○商工振興課主幹兼企業振興室長（谷口隆幸君）

地役権については、今、おっしゃられましたとおり、そのまま付いておりましたので、そのまま付いたままという形で、中には地役権が付いていなかった部分もあったんですけれども、それにつきましては、地役権を新たに設定してもらいまして、その分については私どものほうでお金は貰っているものでございます。

○委員（岡村一二三君）

これも農林水産部サイドですかね、農振除外、農地転用、農政局と協議をしないといけないということで、市の職員が協議に行っていると思うんですよね。そういった人件費、用地交渉もどっちがされたか分かりませんが、市が関わっているわけですので、商工観光部の職員がされたのか、農林水産部の職員がされたのか分かりませんが、このトータルの費用額を積算された資料がありますか。農政局に行くとも宿泊も伴うわけですので、いろんな部分がありますので、交通費など。あればお示しいただきたい。あと、1点だけ確認しておきますが、今回、売り渡すということですので、例えばこれが承認されて売却をすることになると、売却後、企業立地補助金の取扱いはどのように考えていらっしゃるのか分かっていたらお示しいただきたい。

○商工振興課長（池田洋一君）

まず、転用・除外の関係でございますけれども、この分につきましては私ども商工振興課のほうで、いろいろ手続きを行っております。それと用地交渉につきましても、うちのほうで行っておりますけれども、その細かい積上げというのは今、ここに持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただくということでよろしいでしょうか。うちのほうの補助金の関係でございますけれども、当然、うちのほうの補助金には該当するかと思いますけれども、今の段階ではグラウンドと駐車場というふうに聞いておりますので、そのグラウンドと駐車場では該当しませんので、うちの補助金には該当しないのではないかとこのように考えております。

○委員（新橋 実君）

先ほど、道路をぐるっと回ったんですけれども、一番南側の道路が一部開通していないんですけれども、この図面を見ると道路ができているような形になっているんですけれども、最終的にはどのよ

うな形になりますか。

○商工振興課長（池田洋一君）

今、新橋委員の言われた分につきましては、御存じの方はもう御存じかと思えますけれども、あそこは30年ぐらい解決していなかったところでございます。そこでうちのほうで交渉をしておりますけれども、前向きな交渉ができておりますので、今後、あそこの部分の道路改良につきましては、今年度中に何とかできるのではないかというふうに思っております。

○商工観光部長（藤山光隆君）

さきほど、議案第40号の中での厚地委員のローカルエネルギー館の当時の施工業者はどこかということでございましたけれども、本体工事につきましてはその当時、南・吉満建設工事共同企業体で施工されているようでございます。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩をいたします。

「休 憩 午前11時58分」

「再 開 午後 1時00分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの商工観光部の質疑の中で、岡村議員より質疑があり、農林水産部に関連する質疑でしたので、ここで発言を許可します。

○委員（岡村一二三君）

議案第45号の関係で商工観光部にお尋ねをしたところ、圃場整備関係、農振農用地関係は農林水産部サイドとうことでしたので、再度お尋ねしますが、まず1点、農振農用地が除外されたということから、代替地はどこにされたのか、それと合わせて圃場整備に係る補助金返還金を1億3,000万円農林水産部のほうで支払いがなされているという御答弁を頂いておりますので、この1億3,000万円は、いつ当議会で予算計上がなされてきていたのか、2点ほどお尋ねします。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

農振の見直しは平成24、25年で農林水産部のほうで行っておりますけれども、その際に上小川の工業団地、約10町歩ほど除外をしているというようなことで、実はそれに関連する議会の質疑の中で、その10町歩、優良な農地がなくなるんだが、それはあとはどうするつもりかということで、農振見直しの作業の際に、農振区域に組み込める農地等があれば積極的に入れたいというようなことを御答弁しておりましたので、それを当然方針として、農地を農振区域に編入できるものは編入しようというようなことで、実際作業を行っております。その代替地ということではなくて、農用地に編入できるものというようなことで、一番大きかったのが10ha以上の集団的な農用地に含まれているというような所を69町歩ほど、そしてまた土地改良事業等の受益地であるというのが23ha、あるいは農業上の利用を確保することが必要と認められる土地ということで、新たに山を切り開いて茶畑にするとか、そういったようなところもございましたので、そういった土地まで含めて132町歩ほど、約32ha編入をしております。ただし除外する区域のほうは実は多ございまして、山林・原野化している、農業上、土地利用の見込みがないといったような所が300町歩、ほか、国縣市道等の道路予定地ですとか、あ

るいは農業振興上支障がないような土地というようなことで、実際除外したのが400町歩ぐらいですので、実質的には農振区域は減っているというような状況でございます。予算のほうはちょっとお待ちください。

○委員長（志摩浩志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時05分」

「再開 午時 1時06分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（木野田誠君）

御質問のありました補助金返納の予算につきましては、24年度の予算に計上しております。

○委員長（志摩浩志君）

次に議案第42号、字の区域の変更について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

それでは議案第42号、字の区域の変更について御説明申し上げます。県営農村振興総合整備事業において、溝辺町竹子の計牛極楽換地地区及び栗下換地地区の水田圃場整備を実施したことに伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、計牛極楽換地地区において、字前畑、字十一月田及び字前の一部を字極楽及び字大園に変更し、栗下換地地区において字山ノ口、字軍山及び字山下の一部を字軍山、字山ノ口及び字野添に変更するものでございます。以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時10分」

「再開 午後 1時11分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に自由討議に入ります。まず、議案第40号、霧島市ローカルエネルギー館の設置及び管理に関する条例の廃止についての自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に議案第42号の字の区域の変更についての自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第42号についての自由討議を終わります。次に議案第45号、財産の処分についての自由討議に入ります。意見はありますか。

○委員（岡村一二三君）

立地企業に対する考え方は当然、市民全体が興味を持っているところなんです、ただ、霧島市に

も立地企業はたくさんあります。数多くあるわけなんですけど、本件議案については、用地取得に関するお願い文書を受けてのことですので、そしてさらに、工場増設とかそういったものではなくて、社員の福利厚生に関することかなと思います。したがって、多額の経費が掛かった中で土地の積算価格の9割を処分価格とすることは、ちょっと私は疑義があるということをお願いしておきたい。

○委員（下深迫孝二君）

私は、こういう立派な企業さん、早く土地も契約をして渡していただいて、そして陸上部も早く来て、またこっちで頑張ってもらえるようにやっていただきたいということを要望します。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第45号についての自由討議を終わります。次に陳情第3号、宮の杜公園にトイレ新設を求める陳情書の自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（中馬幹雄君）

今日、現地を見ましたけれども、霧島市内にはあのような公園は多々あるかと思います。そしてちょっとは離れておりますけれども、立派な駐車場とトイレもありますので、執行部側が看板設置をして案内をしたいというような答弁もあったようでございます。一応、私としてはトイレを新設するとなれば霧島市内のあのような公園に設置しなければならなくなってしまうような気がしますので、とりあえず現状は、案内板を設置するという考えに賛同したいと思います。

○委員（木野田誠君）

先ほどの執行部の答弁の中で、あそこの公園も後々、三、四年後という話でしたかね、改修も考えているというようなことでありました。部長も言うておられましたように、その際、トイレ等もまた考えられるということもありましたので、改修のほうを早くしてもらおうようにして、その際トイレも考えていただくというような形のほうがいいんじゃないかというふうに思います。また、地区の行事のときに仮設トイレを造ってという話もありましたけれども、非常に苦勞されている様子が伺われます。その辺は何らかの仮設トイレがいろいろありますので、その辺の助成とかそういう方向が考えられるのであれば、そういう方向でもいいんじゃないかなと思います。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので陳情第3号についての自由討議を終わります。以上で自由討議を終わります。次に議案処理を行います。まず議案第40号、霧島市ローカルエネルギー館の設置及び管理に関する条例の廃止について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第40号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に議案第42号、字の区域の変更について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第42号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第42号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第45号、財産の処分について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

私は議案第45号に反対の立場で討論を行います。反対の主なる理由は委員会審査の中で、調整池は3ha以上が設置が義務付けられているという説明がありました。地方自治の本旨は住民主権であり、自治体の運営は国民の血税と市民の税金で運営が行われております。特定の大企業のためにあるものではないことは論じるまでもありません。これまで行政当局は限りない市民のニーズに対しては、財政が厳しいの一言で先送りにされている事案は数え上げれば枚挙にいとまがありません。霧島市には数多くの誘致企業がある中で、平成22年に土地の所在・面積を示して、駐車場・グラウンド敷地用地としての要望を受けての土地造成であったことを斟酌すると、工事完成、それと関わった職員の人件費も相当額になっていると思います。そういった中で調整池面積を除外して、積算価格の約9割を処分価格とすることには、霧島市の他の企業からの要望、取扱いにも波及することにつながります。当然、市民に対して説明ができませんので、反対討論を致します。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありません。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で討論を終わります。採決します。議案第45号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に陳情第3号、宮の杜公園にトイレ新設を求める陳情書について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。陳情第3号について採択することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

ただいま御異議がありましたので、起立により採決を致します。陳情第3号について採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者1名、起立少数と認めます。したがって陳情第3号は不採択とすべきものと決定を致しました。以上で議案処理を終わります。次に委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回、議案第40号、ローカルエネルギー館の廃止ですけれども、建築されたのが昭和63年ということで、造られてから今回、廃止するまでが僅か26年ということで、非常に短い期間、建築工事であれば55年が許容期間であるということなんですけれども、そういった状況を加味しても非常に早い廃止

ではないかと思えます。こういった状況が今後も続くようであれば、市の施設としては非常に不適合ではないかと思えますので、今後こういうことがないように、建物を建築する場合は目的をしっかりと定めてやっていただきたいと思えます。また、陳情第3号ですが、トイレについても今現在、遊歩道の整備もされながら、道路の整備もされておりますので、やはりこういった整備が終わってから、しっかりとその辺の状況を見ながら、どれぐらいの方がそこら辺を散策されるのか、状況もしっかり調べながら対応をしていただければと思えますので、その辺もしっかりと委員長報告に付け加えてください。

○委員（厚地 覺君）

議案第40号ですが、市の職員が完成検査をするわけですから、もう少し厳格に強度検査をやっていただきたいと思えます。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時33分」

「再開 午後 1時45分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に休憩中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

霧島市の中にも旧1市6町、空き家も相当あるようでございますので、市営住宅の空き家等の調査をしたらどうでしょうか。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありません。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、閉会中の所管事務調査の項目については、市内の市営住宅の空き家調査ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程はすべて終了いたしました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 1時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

副委員長 前 島 広 紀